

消 防 予 第 5 号
消 防 安 第 7 号
平成17年1月19日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長

消 防 庁 防 火 安 全 室 長

量販店等における当面对応すべき防火安全対策の強化について

平成16年12月13日に発生したドン・キホーテ浦和花月店の火災を受けて、「量販店等における火災の再発防止に係る立入検査について」(平成16年12月14日付け消防予第250号及び消防安第230号)により実施された立入検査の結果を別添のとおり取りまとめたので、お知らせします。

量販店等における防火安全対策については、「量販店等における防火安全対策の徹底について」(平成16年12月20日付け消防予第253号及び消防安第236号)(以下「12月20日付け通知」という。) 「年末年始に向けた放火対策の緊急強化について」(平成16年12月21日付け消防予第255号及び消防安第237号)(以下「12月21日付け通知」という。) 等により、取り組んでいただいているところです。

また、消防庁では同火災を踏まえ、「避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会」を設置し、多数の可燃性の商品が天井近くまで高密度に陳列された物品販売店舗等における防火安全対策のあり方について検討を行っているところです。

つきましては、上記立入検査結果等に鑑み、当面对応すべき対策として、同検討会での検討を踏まえ、下記事項に留意の上、量販店等における防火安全対策の強化を図っていただきますようお願いします。

なお、避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策のあり方については、今後、実験等を実施して、追って、必要な対策をとる予定でありますので申し添えます。

また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 防火管理の徹底

上記の立入検査の結果によると、実施店舗3,038件中、消火・避難訓練の未実施が36.3%、階段・避難口等避難施設の避難障害が24.9%、誘導灯・誘導標識の視認障害等が23.9%となるなど、避難関係の防火管理面で違反が特に多いこと、また、最近の量販店等における放火・不審火による火災事例から、物品販売店舗において陳列棚等に商品を天井近くまで高密度に高く積み上げている場合は、放火等何らかの火源により物品に着火すると比較的短時間で炎が拡大し消火・避難が困難になる可能性があること等に鑑み、次の事項について重点的に指導するものとする。

(1) 避難施設の管理の徹底

階段、避難口、防火戸、避難通路等の避難施設については、適切に管理されない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれ大きいことから、

ア 火災予防条例で定められた必要な避難通路幅を確実に確保すること

イ 避難の障害とならないよう物件等を放置しないこと

ウ 防火戸が火災時に確実に閉鎖する状態にあることを確認すること

について徹底させること。

(2) 誘導灯及び誘導標識の視認障害防止の徹底

誘導灯及び誘導標識については、視認できない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれ大きいことから、視認の障害となる物件等を撤去させること。

(3) 教育・訓練の徹底

火災等の発生時に消火や避難誘導などを適切に対応できるかどうかは実質的な訓練の実施によるところが大きいことから、

ア 年に2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること

イ 従業者全員が消火設備、避難器具及び避難施設の位置を確認すること

ウ 従業者全員が消火器（自衛消防隊員にあっては消火器及び屋内消火栓設備）による消火ができるようにするとともに、避難誘導を確実にできるようにすること

について徹底すること。

なお、訓練を実施する旨の通報があった場合、必要に応じ、訓練に立ち会うよう努めること。

2 繰り返し違反の是正強化

物件存置等の避難障害の違反は、指摘即時に改善された場合でも、その後、繰り返し違反行為がなされることがある。

したがって、管理権原者、防火管理者等にこの種の違反が重大な結果を引き起こすことを認識させ、自ら法令遵守の取組を徹底するよう指導するとともに、次のように違反是正の取組を強化するものとする。

(1) 立入検査の効果的実施と本社指導

その場限りの対応がなされないよう、12月20日付け通知の記2等に基づいて、立入検査について、重点的に繰り返し、又は必要に応じ、無通告、平服等によるなど効果的な方法により実施するとともに、本社に対する防火管理指導を推進すること。

(2) 命令の発動

悪質なものについては、次の点に配慮し、時機を失することなく措置命令を発動すること。

消防吏員による障害除去の措置命令

避難施設における物件の存置が火災の予防に危険であると認められる場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる場合は、消防法第5条の3による措置命令を行うこと。

防火管理業務適正執行命令

違反が改善されない場合のみならず、違反を指摘すると改善するが、繰り返し違反を行う場合についても、消防法第8条第4項による措置命令の検討を行うこと。

(3) 違反情報の公開

標識の有効設置

命令を行った場合には、消防法に基づき、その旨の標識の設置その他の方法による公示を行うこととなるが、量販店等においては、広告物等の掲出等により、標識が確認しづらい場合があるので、標識については、利用者等に当該防火対象物に違反是正等の命令が出されていることを周知する趣旨であることに鑑み、設置場所、大きさ等について有効な方法とすること。

ホームページ等を活用した命令情報の公開

標識の設置に併せて、当該店舗を利用しようとする者等にもその情報を周知するため、必要に応じ、消防本部のホームページ等を活用した情報公開を行うものとする。

なお、繰り返し違反の場合は、必要に応じ、当該命令に至った過去の違反状況等の経緯も併せて公開することとする。

3 放火火災防止対策の推進

量販店等における放火火災防止対策については、12月20日付け通知、12月21

日付け通知等により、商品の整理、巡回強化、放火監視機器の設置、注意喚起表示の推進等について通知しているところであるが、放火監視機器の設置指導に当たっては監視カメラの他に炎センサーの設置も有効と考えられることから、施設の実態を踏まえて適切に指導するものとする。

なお、炎センサーに係るガイドラインについては現在検討中であり、追って通知する予定である。